

株式分割に関する基準日設定公告

2025年2月12日

株主各位

大阪市中央区南船場三丁目11番20号
SUMINOE 株式会社
取締役社長 永田 鉄平

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、2025年3月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年2月28日と定めましたので、公告します。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025年4月中旬にお届けご住所にお送りする予定です。
- 2025年3月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されます。
- 当社における单元未満株式の買増請求の受付は、2025年2月13日から2025年2月28日まで停止します。詳しくは、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。
- (1)住所変更、改姓名等、单元未満株式の買取請求または買増請求などの各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお願います。
(2)特別口座に関する各種手続は、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社

連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-288-324